

日連 16 第 194 号
(総 2 第 25 号)
平成 16 年 5 月 20 日

税制審議会
会長 金子 宏 殿

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、所得税制における所得区分と課税方式のあり方について

(諮問の趣旨)

わが国の所得税法は、所得の発生形態とその性質等に応じた 10 種類の所得区分を設け、それぞれについて所得計算方法を定めています。これは、所得の種類によって担税力が異なるためであるといわれています。また、課税方式は、いわゆる総合課税を建前としながら、譲渡所得などには分離課税方式が採用されています。

一方、少子高齢化の進行、男女共同参画社会の推進、雇用慣行やライフスタイルの多様化など、わが国の経済社会構造は大きく変わりつつあります。また、長期の不況と資産デフレを基因とした個人の破産・再生のための債務免除や資産整理など、かつてのわが国では経験しなかった事象も多発しています。

このような状況の下、現行の所得税制の仕組みや適用について、さまざまな問題や疑問が生じています。例えば、ストック・オプションに係る利益の所得区分について税務の現場では混乱が生じています。また、平成 16 年税制改正時には土地等の譲渡損失に係る損益通算規制の導入が議論されたところですが、これは譲渡所得が分離課税とされているにもかかわらず、譲渡損失を総合課税の所得から控除することに基因する問題であるという指摘があります。

所得区分や課税方式に関するこれらの問題をみると、現行の所得税制が既に時代に即応しないものになっているのではないかという見方もできます。そこで、雇用形態や所得の稼得形態が多様化するなかで所得区分はどうあるべきか、また、課税方式としての総合課税と分離課税は現行のままでよいか、といった点について、経済社会構造の変化を踏まえつつ、そのあり方を検討していただきたく、貴審議会にお願いすることとしたものです。